

## 社会福祉法人 花泉さくら会役員等の報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花泉さくら会（以下「本会」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき役員等の報酬並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 理事長が委嘱した各種委員会の委員等

### (報 酬)

第3条 役員等に支給する役員等の範囲とその報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事年総額 4,000,000円の範囲内

(2) 監事年総額 300,000円の範囲内

2 月の途中において役員でなくなった場合の月額報酬の額は、当月分までの報酬を支給する。

3 理事長 月額 100,000円

(1) 出勤は、週3回以上とする。

4 常務理事 月額 130,000円

(1) 出勤は、週4回以上とする。

5 役員等（理事兼務の職員を除く。）が、業務執行のため、理事長が招集する会議等に出席したときは次の各号に定める額を支給する。

(1) 理事会 1回 5,000円

(2) 監事会 1回 5,000円

(3) 評議員会 1回 4,000円

(4) 役員協議会 1回 4,000円

(5) 理事長が委嘱した各種委員会等 1回 3,000円

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

(1) 理事長、常務理事の報酬は本会職員の給与の支給日に本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(2) 役員等の報酬は、当該会議に出席した都度、現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅 費)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、別に定める「社会福祉法人花泉さくら会旅費規程」に基づき旅費を支給する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人花泉さくら会役員費用弁償規程(平成15年規程)は、平成25年3月31日廃止する。

この規程は、平成26年12月25日より施行する。

この規程は、平成27年10月 9日より施行する。

この規程は、平成28年 4月22日より施行する。

この規定は、平成31年 1月10日より施行する。

この規定は、令和 元年 6月25日より施行する。

この規定は、令和 6年 6月17日より施行する。